社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団評議員及び役員の報酬等に関する規程

平成29年６月７日規程第２号
改正　令和８年１月30日規程第15号

（目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）定款第８条及び第22条第１項の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事をいい、事業団の職員として給与の支給を受ける者を除く。以下同じ。）の報酬、通勤手当、期末手当（以下「報酬等」という。）の支給基準を定めることを目的とする。

（報酬等の支給）
第２条　評議員及び役員（常勤の役員を除く。）に、この規程の定めるところにより報酬を支給する。
２　常勤の役員に、この規程の定めるところにより報酬、通勤手当及び期末手当を支給することができる。
３　世田谷区の職員の身分を有する評議員又は役員には、報酬等を支給しない。

（報酬の額）
第３条　評議員及び役員（常勤の役員を除く。）の報酬は、評議員会、理事会その他理事長が必要と認める会議への出席１日につき別表１に定める額とし、役員の報酬については、各会計年度の総額が理事は１０，０００，０００円を、監事は５００，０００円を超えない範囲内とする。
２　常勤の役員の報酬は月額とし、その額及び期末手当を含む各会計年度の総額の範囲は、別表第２に定める額とする。

（新たに就任したときの報酬）
第４条　新たに常勤の役員となった者には、その日から報酬を支給し、報酬額に異動を生じた場合にはその日から新たに定められた報酬を支給する。

（退任したときの報酬）
第５条　常勤の役員が退任したときは、その日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退任した場合は、その日の属する月の報酬全額を支給する。

（費用弁償）
第６条　評議員及び役員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給することができる。ただし、評議員会、理事会その他理事長が必要と認める会議に出席するための旅行で、報酬を支給された場合を除く。
２　旅費の種類及び支給方法等は、世田谷区社会福祉事業団旅費規程（平成６年９月規程第14号）の例による。

（報酬等の支給方法）
第７条　評議員及び役員の報酬は、その全額を通貨で、直接本人に支給するものとする。ただし、本人から申し出があった場合は、本人が指定する銀行等の本人名義の口座への振込みの方法により支給することができる。
２　常勤の役員の報酬等の支給方法、支給手続き等については、この規程に定めるもののほか、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団職員給与規程（平成28年３月30日世社事総第38号）の例による。

（改廃）
第８条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）
第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附　則
１　この規程は、平成29年６月23日から施行し、平成29年４月１日から適用する。
２　社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団役員の報酬等に関する規程（平成６年９月規程第７号）は廃止する。

附　則
この規程は、平成30年３月29日から施行し、別表第２の報酬月額については平成30年１月１日から、期末手当及び年度総額については平成29年12月１日からそれぞれ適用する。

附　則
この規程は、令和２年３月27日から施行する。

附　則
この規程は、令和３年３月30日から施行する。

附　則
この規程は、令和４年３月30日から施行する。

附　則
この規程は、令和４年12月20日から施行する

附　則
この規程は、令和５年３月29日から施行する。

附　則
この規程は、令和６年３月27日から施行する。

附　則
この規程は、令和７年３月26日から施行する。

附　則
この規程は、令和８年１月30日から施行する。

別表第１（第３条第１項関係）

対　　象	報　酬　額
評議員又は役員が評議員会、理事会その他理事長が必要と認める会議に出席したとき	１日につき１０，０００円
弁護士又は公認会計士である監事が監査を実施したとき	１日につき５０，０００円

別表第２（第３条第２項関係）

対　象	報 酬 月 額	期 末 手 当	年 度 総 額
理事長	４４５，０００円	４．１５箇月	７，１８６，７５０円